

大広環総第183号
令和5年1月4日

大阪広域環境施設組合個人情報保護審査会
会長 野呂 充 様

大阪広域環境施設組合
管理者 松井 一郎

諮問書

大阪広域環境施設組合個人情報保護条例第48条第2項（個人情報保護に関する重要事項）に基づき、下記の事項について諮問します。

記

第1 諮問事項

令和3年個人情報保護法改正に伴う大阪広域環境施設組合における個人情報保護制度の見直しに向けての考え方について、大阪広域環境施設組合の設立経過及びこれまでの制度運用を踏まえ、構成市である大阪市の個人情報保護制度の見直し内容に準じること。

第2 諮問理由

令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「個人情報の保護に関する法律」が改正されました。これは、「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の3本の法律を1本に統合するとともに、地方自治体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化するものです。この法改正により地方自治体に影響を及ぼす部分については、令和5年4月1日に施行される予定です。

今般の法改正により、大阪広域環境施設組合（以下、「本組合」という。）においても、これまでの制度運用を踏まえつつ、改正後の「個人情報の保護に関する法律」との整合を図る観点から、大阪広域環境施設組合個人情報保護条例（以下、「個人情報保護条例」という。）の改正を含めた個人情報保護制度の見直しを行う必要があると考えております。

この点、本組合における個人情報保護制度につきましては、本組合の設立経過を踏まえ、構成市である大阪市の個人情報保護制度に準じることとし、平成27年2月の個人情報保護条例の施行以来、適正な運用に努めてまいりました。

このようなことから、本組合の設立経過及びこれまでの制度運用を踏まえ、令和3年個人情報保護法改正に伴う本組合における個人情報保護制度の見直しに向けての考え方について、構成市である大阪市の個人情報保護制度の見直し内容に準じることとしたいと考えております。

つきましては、個人情報保護条例第48条第2項に基づき諮問いたします。

(参考)

大阪広域環境施設組合個人情報保護条例（抜粋）

第3章 個人情報保護審査会

（審査会の設置及び組織）

第48条 この条例及び大阪広域環境施設組合特定個人情報保護条例（平成28年条例第2号）の規定によりその権限に属するものとされた事項について、諮問に応じて審議を行わせ、報告に対して意見を述べさせるため、審査会を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する重要な事項について、管理者の諮問に応じて調査し、又は審議するとともに、管理者に意見を述べることができる。

3-7 省略